

ごみ出しのルールを守って

きれいな街に！

お問い合わせ

環境課環境企画係
☎ 43-7049

ごみ収集車の火災や処理場での爆発事故。また、ごみステーションでの近所トラブルなど、一つのルールを知らない、守らないことで重大な事故や事件につながることもあります。

ごみ出しのルールには主に「ごみステーションのルール」、「ごみ袋のルール」、「ごみ分別のルール」の3つがあります。効率的で安全なごみの収集、処理とごみを再生可能な資源とするための分別に、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

「ごみは8時30分までに決められたごみステーションへ」

ごみステーションは、町内会が市の承認を受けて設置し管理することになっています。

通勤途中に通りがかりのごみステーションにごみを置いていくなど、自分の住む町内以外のステーションに出すことは、重大なルール違反です。

また、収集車が来た後に出すなど、決められた時間までにごみが出されていないと、ステーションにごみが残ってしまいますので、8時30分までにごみステーションに出しましょう。

「ごみは分別して、決められた場所に、決められた時間までに」という、ごみステーションのルールを守りましょう。

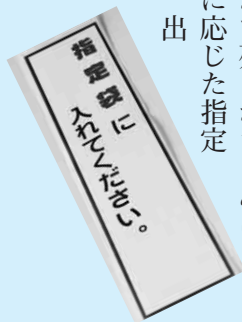


8時30分までに！

「ごみは指定袋で出しましょう」

家庭ごみは、一部のごみ(紙、スクラップ、指定袋に入らない破碎ごみ)を除いて、市の指定袋で出してください。レジ袋や肥料袋などは回収しません。

市の指定袋に入っていないごみがごみステーションに残されたままだと、衛生的にも見た目にも良くありません。「指定袋に入れてください。」のステッカーが貼られて残されたごみは、ごみの種類に応じた指定袋に入れて、出し直しましょう。



事業所のごみは「ごみステーション」に出せません

ごみは市の指定袋に入れて口をしっかり縛ってください。その際、傘と蛍光灯だけは、はみ出ても良いことになっています。

市の指定袋のうち「燃やせるごみ」と「埋立ごみ・缶・ビン共通」は大小2種類のサイズがあります。生ごみを出すときや埋立ごみ、ビンなど少量のごみを出す際に便利です。



ごみステーションは、一般家庭から出されるごみ専用の置き場です。事業所や商店、飲食店などから出るごみは、収集の対象ではありませんので、ごみステーションに出さないでください。

事業所などから出たごみは、直接処理場へ運ぶか、市が許可しているごみ収集業者に運搬を依頼してください。

